

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(土曜日)に當り  
たるときは、その翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

◇告 示 鳥取県税条例第二百二十八条第一項に規定する関係書類の様式

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

土地改良事業計画の変更の適否の決定

土地改良事業の工事の完了(三件)

都市計画の変更に係る図書の縦覧

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇公 告 宅地建物取引主任者資格試験の実施

## 規 則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十二号

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県寡婦福祉資金貸付規則(昭和四十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表の事業開始資金の項中「五〇〇、〇〇〇円」を「七〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の事業継続資金の項中「二五〇、〇〇〇円」を「三五〇、〇〇〇円」に改め、同表の技能習得資金の項中「三、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改め、同表の住宅資金の項中「三〇〇、〇〇〇円」を「五〇〇、〇〇〇円」に改め、同表の転宅資金の項中「二五、〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に改め、同表の生活資金の項中「月額一、〇〇〇円」を「月額三〇、〇〇〇円」ただし、現に扶養する子がある寡婦以外の寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦については、月額一五、〇〇〇円」に改め、同表の結婚資金の項中「五〇、〇〇〇円」を一八〇、〇〇〇円」に改め、同表の修業資金の項中「三、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県寡婦福祉資金貸付規則第五条第一項の

規定のうち、技能習得資金及び修業資金に係る部分は昭和四十九年四月一日から、その他の部分は昭和四十九年六月二十八日から適用する。

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十三号

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農村青年経営安定資金利子補給規則（昭和四十一年十一月鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「五十万円」を「七十五万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年七月十一日以後に、鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）別表第三に規定する部門経営開始資金の貸付けの決定を受けた農業後継者たる農村青年に対し、鳥取県信用農業協同組合連合会が貸し付ける農村青年経営安定資金に係る利子補給から適用する。

告 示

鳥取県告示第六百七十七号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第二百二十八条第一項に規定する関係書類の様式を次のとおり定め、昭和四十九年八月九日から施行し、昭和三十八年九月鳥取県告示第四百八十一号（鳥取県税条例第二百二十八条第一項に規定する関係書類の様式について）は、廃止する。

昭和四十九年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

狩猟免許税  
入 猟 税 申 告 書

職 氏 名 殿 年 月 日

住 所

郵便番号 □□□-□□

氏 名

㊤

下記のとおり申告します。

狩 猟 免 許	番 号	第 号
	種 類	甲 ・ 乙 ・ 丙
	年 月 日	年 月 日

税 額	狩猟免許税	円
	入 猟 税	円
	合 計 額	円

収 入 証 紙 ち よ う 付 欄

鳥取県税条例第125条第2号に該当する者は、次の証明書により市町村長の証明を受けてください。

狩 猟 免 許 税 に 関 す る 証 明 書

住 所

氏 名

上記の者は、 年度の県民税の所得割額を納付することを要しない者であることを証明する。

年 月 日

市

町 長

村

㊤

鳥取県告示第六百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十九年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	名称	所在地
昭和四十九年七月一日	須山医院	米子市東町五五

鳥取県告示第六百七十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	廃止年月日
須山医院	米子市東町五五	昭和四十九年六月三十日

鳥取県告示第六百八十号

昭和四十九年七月九日付けで倉吉市から申請のあつた土地改良（横手地区は場整備）事業計画の変更については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の第三項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年八月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、河原町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
釜口地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十日

鳥取県告示第六百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、船岡町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
殿地区農道整備事業	昭和四十九年三月二十五日

鳥取県告示第六百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、八束町から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十九年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地改良事業の名称	工事完了年月日
中地区農業用排水事業	昭和四十九年三月二十日
小別府地区農業用排水事業	昭和四十九年二月二十八日

鳥取県告示第六百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

する同法第十八条第一項の規定に基づき、三朝都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 都市計画の変更に係る土地の区域  
第五・五・一号 三朝高原公園  
変更する部分

- 二 縦覧場所  
東伯郡三朝町大字三朝字穴谷及び字四万谷並びに大字砂原字尾山  
鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第六百八十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号  
昭和四十八年十二月三日 鳥取県指令受都計第七百七十号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市吉岡字井手ノ内及び熊党字向島
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市吉岡一〇五の三

トヨタオート鳥取株式会社

取締役社長 勝 部 明 夫

鳥取県告示第六百八十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年八月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十八年九月十一日 鳥取県指令受都計第七百三十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家字ゴッソリ

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市寺町一番地三二

株式会社中国開発

代表取締役 林 利夫

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条第1項の規定により、

昭和49年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和49年8月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者

(2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

2 受験申込手續

(1) 申込受付期間

昭和49年9月2日（月）から昭和49年9月13日（金）まで

(2) 申込みの方法

ア 申込関係用紙の請求先及び提出先

鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所

イ 提出書類

1 提出書類

ウ 受験申込書

(イ) 受験資格があることを証明する書類（卒業証明書、検定合格証明書又は宅地建物の取引に関し2年以上の実務経験を有することを証明する書類等）

(ウ) 写真1枚（申込み前3箇月以内に撮影した正面無帽上半身の名刺型のもの）

鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。

- (4) 返信用切手をはり、あて先を明記した封筒
- (3) 受験手数料  
申込書の所定欄に受験手数料として1,000円の鳥取県収入証紙を必ずはること。この場合、消印しないこと。
- 3 試験の期日、場所及び携行品
  - (1) 試験期日  
昭和49年10月27日(日曜日) 13時から15時まで
  - (2) 試験の場所  
鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
  - (3) 携行品
    - ア 受験票
    - イ 鉛筆、小刀、消しゴム等筆記用具  
なお、関係法令集は、試験場に持ち込めません。
  - 4 試験の内容及び方法  
宅地建物取引業に関し必要な知識について、筆記試験により行う。
  - 5 合格者の発表  
昭和49年11月下旬に鳥取県公報に公告するほか合格者に通知する。
  - 6 その他
    - (1) 受験票は、鳥取県土木部建築課において受験番号を記入し、10月上旬に申込者に送付する。
    - (2) 受験申込後に住所その他に変更があつたときは、直ちに鳥取県土木部建築課へ文書で通知すること。
    - (3) 受験票のない者は、受験できない。
    - (4) 詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は